

第三章

計画の内容

第三章 計画の内容

1. 計画の体系

この計画では、次のとおり5つの基本目標と18の施策の方向を定め、それぞれに関連した事業を位置づけます。

基本目標	施策の方向	事業名称	担当課
Ⅰ 教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発	1 DVの防止・啓発	男女共同参画課
		2 女性に対する暴力をなくす運動の周知	男女共同参画課
	2 学校等における人権教育の推進	3 人権教育の推進	生涯学習振興課 人権教育推進室
		4 学校人権教育研修会の支援	生涯学習振興課 人権教育推進室
		5 男女平等の視点からの生活指導・進路指導	高等看護学院
		6 学校保健事業・健康教育の推進	高等看護学院
	3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の周知	7 デートDVの防止・啓発	男女共同参画課 生涯学習振興課 人権教育推進室
Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実	8 通報体制の周知	男女共同参画課
		9 通報体制の整備	男女共同参画課
		10 24時間児童虐待通告電話の充実	児童相談所
		11 要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援政策課
	2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	12 DV相談事業	男女共同参画課
		13 ワンストップサービスの実施 新規	男女共同参画課
	3 相談体制の強化と周知	14 婦人相談員研修の実施	男女共同参画課
		15 若年層が相談しやすい環境の整備 新規	男女共同参画課
		16 男性DV被害者のための相談体制の整備 新規	男女共同参画課
		17 人権相談事業	人権政策推進課
		18 住民相談事業	市民総務課
	4 多様な被害者への配慮	19 多様な被害者への配慮	男女共同参画課
		20 外国人のための生活相談	市民総務課 観光国際課
21 外国人のための情報提供		観光国際課	
Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備	22 被害者の緊急時における一時保護事業	男女共同参画課
		23 民間団体への支援	男女共同参画課
		24 母子緊急一時保護事業	子育て支援政策課
	2 被害者及びその関係者に係る情報の保護	25 被害者及びその関係者に関する情報の保護	区政推進室
		26 情報管理の徹底	男女共同参画課 全庁
	3 自立に向けた各種支援	27 子育て相談の実施	子育て支援政策課
		28 ひとり親家庭等相談	子育て支援政策課

基本目標	施策の方向	事業名称	担当課		
Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	3 自立に向けた各種支援	29 さいたま市多重債務者生活再建安心プログラム ^① の周知徹底	消費生活総合センター		
		30 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援政策課		
		31 ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業	子育て支援政策課		
		32 DV被害者に対する民間賃貸住宅への入居支援	住宅課		
		33 DV被害者に対する市営住宅の提供	住宅課		
		34 生活保護（被害者の生活の支援）	生活福祉課		
		35 DV被害者への情報提供	男女共同参画課		
	4 心身の健康回復への支援	36 自助グループ等支援	男女共同参画課		
		37 精神保健に関する支援	男女共同参画課		
		38 精神保健相談事業	精神保健課		
Ⅳ 子どもへの支援	1 保育・就学支援	39 児童生徒の就学支援	学事課		
		40 子どもショートステイ事業	子育て支援政策課		
		41 放課後児童健全育成事業 新規	青少年育成課		
		42 保育施設利用における優先入所 新規	保育課		
		43 婦人相談員への情報の周知	男女共同参画課		
	2 子どもの心のケア	44 思春期の精神保健相談の実施	こころの健康センター		
		45 教育相談推進事業	指導2課		
		46 （仮称）さいたま市子ども総合センター整備事業 新規	子育て支援政策課		
		Ⅴ 関係機関等との連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	47 DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	男女共同参画課
				48 警察との連携	男女共同参画課
49 教育機関や保育園等との連携	男女共同参画課				
50 福祉・保健機関との連携	男女共同参画課				
51 専門家（弁護士、精神科医師等）との連携	男女共同参画課				
52 さいたま市妊娠期からの虐待予防強化事業（妊娠期からの養育支援ネットワーク）	地域保健支援課				
53 セーフコミュニティ認証取得事業 新規	安心安全課				
54 DV被害者支援団体との連携	男女共同参画課				
2 職務関係者による配慮	55 職務関係者研修の実施	男女共同参画課			
3 調査研究の推進	56 DVに関する実態調査・研究	男女共同参画課			
4 苦情の適切かつ迅速な処理	57 苦情処理の取組	全庁 男女共同参画課			

2. 施策の展開

基本目標Ⅰ 教育・啓発の推進

DV防止法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるものとするとしています。

配偶者からの暴力の防止の観点から、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。被害者が受けた暴力の実態の把握や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、性別を問わず市民に広く認識されることが必要です。また、DV防止に向けた啓発を進めるに当たっては、DVには身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれることについて理解を進めることが重要です。

これに対応するために、市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないよう、DVを身近な問題として考える上で大きな役割を果たす啓発について、その内容や対象の工夫・拡大を行います。併せて、外国人、障害者、高齢者等の被害者に向けて、適切な情報を提供します。

また、DVを未然に防ぐためには、学校・家庭・地域・企業等において、人権尊重の意識を高める啓発や教育・研修の促進、情報の提供が必要です。

特に若年層に対して、交際相手からの暴力（デートDV）についての積極的な情報提供はDVの防止に大きな効果が期待されることから、相談しやすい環境の整備とともに、取り組みを進めていくことが不可欠です。



施策の方向

1. 市民への意識啓発

市民一人ひとりが、DVをより身近な問題として考え、被害者にも加害者にもならないために、広報誌やパンフレットの配布など直接市民の手元へ届く啓発のほか、研修会や講座等を継続して行います。

また、外国人、障害者、高齢者等に向けては、必要な情報を適切に提供します。

事業1 DVの防止・啓発

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・市民一人ひとりがDVを身近な問題として考えるきっかけづくりを目的として、女性に対する暴力防止をテーマにした講座や講演会を開催します。
- ・DV被害者に対して、広く相談窓口についての周知を行うため、パンフレットの作成・配布を行います。
- ・DV防止法を含むDV全体に関連するものを継続して周知・啓発します。
- ・外国人のDV被害者に対して、支援に関する情報を適切に提供するため、パンフレット等で適切な情報を提供します。

☆主な取組状況

- ・男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて、DV防止に関わる国際的な取組や、国等の調査結果・資料、相談機関に関する情報等を提供しています。
- ・男女共同参画推進センター及び女・男プラザでは、DVに関連した図書ビデオを所蔵し閲覧や貸出を行っています。

事業2 女性に対する暴力をなくす運動の周知

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・全国で実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）を周知するとともに、女性に対する暴力の問題に関する取組を強化し、意識啓発や教育の充実を図ります。

☆主な取組状況

- ・情報誌「You&Me～夢～」や広報誌「鐘の音」及びホームページにおいて、DVトピックスの掲載や改正DV法についての特集記事を掲載するなど、女性に対する暴力をなくす運動についての周知を行っています。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、DV防止フォーラムを開催しています。

2. 学校等における人権教育の推進

暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、学校等における人権教育の中で、交際相手からの暴力の問題について取り上げ、人権尊重の意識を高め被害者、加害者にならないよう的確な理解と防止ための教育・研修等を促進します。

事業3 人権教育の推進

担当課：生涯学習振興課人権教育推進室

【事業内容】

- ・市立学校における児童生徒、教職員の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに人権教育啓発資料「ひまわり」をはじめとする各種啓発資料等の発行などに取り組みます。

☆主な取組状況

- ・市立学校、人権教育集会所、公民館において、人権に関する講座を開催しています。また、市立小中学校より募集した人権標語、人権作文の優秀作品について表彰するとともに人権文集「じんけん」へ掲載し、各市立学校等へ配布しています。さらに、人権啓発資料「ひまわり」・「人権教育実践事例集」・「人権教育ニュース」を作成し、各市立学校等へ配布しています。

事業4 学校人権教育研修会の支援

担当課：生涯学習振興課人権教育推進室

【事業内容】

- ・市立学校における児童生徒、教職員、保護者の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、個別の人権課題をテーマとした人権教育研修会・講演会などの開催を支援します。

☆主な取組状況

- ・市立学校を対象に、人権教育研修会のためのビデオ貸出、及び人権教育講演会等の開催を支援しているほか、男女の区別なく知識・技術・感性豊かな人間性が養えるような教育の支援に努めています。

事業5 男女平等の視点からの生活指導・進路指導

担当課：高等看護学院

【事業内容】

- ・高等看護学院に在籍する全学生を対象として、男女の区別なく専門職業人として知識・技術・感性豊かな人間性を養い、男女平等の視点から指導・教育を行います。

☆主な取組状況

- ・男女の区別なく専門職業人として知識・技術・感性豊かな人間性を養い、男女平等の視点からの指導・教育を実践しています。

事業6 学校保健事業・健康教育の推進

担当課：高等看護学院

【事業内容】

- ・高等看護学院における教育課程の一環として、成人看護学・小児看護学・母性看護学の講義において、学生に性教育、健康教育等を実施します。

☆主な取組状況

- ・高等看護学院において、専門領域の成人・小児・母性看護学及び老年・精神看護学において、性に関する教育や健康教育を実施しています。

3. 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の整備

デートDV調査では、およそ半数の人がその内容を知らないと回答しており、若年層にとっては未だ身近な問題として意識されていない状況です。DV防止は、若年層のうちから配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有効です。関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発を行います。

事業7 デートDVの防止・啓発

担当課：男女共同参画課・生涯学習振興課人権教育推進室

【事業内容】

- ・若年層に対し、あらゆる機会を活用してデートDVの防止・啓発を図るため、リーフレット等を作成・配布するとともに、出前講座を実施します。
- ・市立中学校及び高等学校の生徒に対して、デートDV防止リーフレット等を作成し、配布します。
- ・市立中学校及び高等学校教職員に対しても、デートDV防止の視点を踏まえた研修会を開催します。

☆主な取組状況

- ・市内学校（中学校・高等学校・専門学校・大学）を対象にデートDV出前講座を開催しているほか、デートDV防止啓発リーフレットを市立中・高等学校へ配布しています。
- ・市立高校教職員対象の「デートDV防止研修会」の参加対象者を、市立中学校教職員希望者にも広げて開催しています。

二人の関係は大丈夫かな？ チェックしてみよう

相手からこんなことされていませんか？

- カットとなると、暴力をふるわれる
- 勝手に携帯電話のメールをチェックされる
- 自分の行動を報告させられる
- 気に入らないと、無視される
- すぐに「バカ」「ブス」といわれる
- 相手の言うことを聞かないと怒られる
- 無理やり、キスやセックスをさせられる
- 貸したお金を返してもらえない

あなた自身は？

- 恋愛がづらいと思うことがある
- 友だちとの付き合いが悪くなった
- 相手が怒るのは自分が悪いからだと思う
- 相手のことが怖いと思うことがある

一つでも当てはまればデートDVの可能性がります。

デートDVの様々なかたち！

“なぐる”、“ける”だけが暴力ではありません！
様々な暴力を使って、
交際相手を自分の思いどおりに支配するのが
「デートDV」なのです

身体的 暴力

たたく、なぐる、ける、突き飛ばす、
押さえつける、物を投げつける、
髪をつかんで引っ張る など

精神的 暴力

携帯電話のメールをチェックする、
すぐに電話に出ないと怒る、
無視する、怒鳴る、すぐ不機嫌になる など

性的 暴力

無理やり性行為をする、
避妊に協力しない、
嫌がっているのにエッチなビデオや
雑誌を見せる など

経済的 暴力

いつもお金を出させる、
無理やり物を買わせる、
お金をねだる など

相談窓口案内

秘密は厳守します。相談は無料です。

さいたま市の女性相談（女性のみ対象）

女性の悩み電話相談 (デートDV・家族・学校のことなど)	048-643-5813 (月～金曜日 10:00～20:00)
● パートナーシップさいたま (さいたま市男女共同参画推進センター)	10:00～16:00
● 女・男プラザ	048-875-9653 (金曜日 10:00～17:00)
● 浦和区役所(女性の相談室)	048-829-6129 (月・火・水・金曜日 10:00～17:00)
● 中央区役所(女性の相談室)	048-840-6132 (月・水曜日 10:00～17:00)
● 岩槻区役所(女性の相談室)	048-790-0158 (月・水曜日 10:00～17:00)

その他の機関の相談

● 子どもの人権110番	0120-007-110 (月～金曜日 8:30～17:15)
● 警察の相談窓口	浦和警察署 048-825-0110 浦和東警察署 048-712-0110 浦和西警察署 048-854-0110 大宮警察署 048-663-0110 大宮東警察署 048-682-0110 大宮西警察署 048-625-0110 岩槻警察署 048-757-0110
● 埼玉県配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センターDV相談室)	048-863-6060 (月～土曜日 9:30～20:30) 日・祝 9:30～17:00

さいたま市 男女共同参画課
TEL 048-829-1231 FAX 048-829-1969
E-mail danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVは、一般に外部からの発見が難しい家庭内において行われるため、潜在化しやすい特性があります。被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことが考えられます。また、被害者自身に、受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識に欠けることが多く、相談にまで至らないケースも少なくありません。

周囲が気付かないうちに深刻化する恐れがあるため、早期発見や相談体制の強化が求められています。

これに対応するために、平成26年10月に開設した「さいたま市配偶者暴力相談支援センター」において、被害者が安心して相談でき、迅速かつ適切に対応できる体制の一層の充実を図ります。

また、相談員の資質向上や被害者支援に必要な各種手続きを進める際の同行支援についても可能な体制づくりに努め、ワンストップサービスの実施を目指します。

さらに、男性・外国人・障害者・高齢者など多様な被害者に配慮した相談環境を整備します。

これって…

もしかしてDV?

DV相談
支援センター

あなたは大丈夫?



!

● 身体的暴力

- 殴ったり、蹴ったりする
- 物を投げつける 等

● 精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 行動を細かく監視する 等

● 経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 仕事をさせない、やめさせる 等

● 性的暴力

- 嫌がる性行為を強要する
- 避妊に協力しない 等

! DVは、相談せずに放っておくと、エスカレートしていく危険性があります。ひとりで悩まずに、気軽に相談してください。

DV(ドメスティックバイオレンス)とは
—にDVと言っても、身体的・精神的・性的・経済的な暴力など、様々な形態があります。このような暴力は想像で起こることもありませんが、多くは行進間の暴力が蓄まって起こっています。

女性のDV
電話相談

相談専用電話

048-642-6699

秘密厳守
相談無料

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11/12～11/25(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

その他の相談窓口

パートナーシップさいたまの相談事業
生き方、仕事、家庭、夫婦等の人間関係のことなど、悩みをお聞かせします。

女性の悩み電話相談

048-643-5813

日曜月～金曜日 10時～20時 土・日・祝日 10時～16時
※第4日曜日、年末年始を除く

男性の悩み電話相談

048-643-5805

日曜月～土曜日 2～4 火曜日 18時30分～20時30分
※夜日、年末年始を除く

施策の方向

1. 早期発見・通報体制の整備・充実

DV被害は、外部からの発見が難しく潜在化・深刻化しやすい特徴があります。市民、医療関係者及び福祉関係者等と協力し、被害者の早期発見に努めるとともに広くDVの発見者の通報について周知します。

事業8 通報体制の周知

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・DV被害者の早期発見に努める必要があるため、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」などにおいて、DV被害者の早期発見や通報体制について周知します。

☆主な取組状況

- ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」において、「配偶者暴力相談支援センターを開設しました」「DVは身近で起きています」等、DVの早期発見や通報体制に関わるトピックスを掲載しています。また、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」において、婦人相談のメッセージと併せて各種相談を周知しています。

事業9 通報体制の整備

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・医療・保健・福祉関係機関などとの連携により、DV被害者の早期発見に努めます。

☆主な取組状況

- ・市内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を実施し、DV被害者の早期発見のため児童相談所、保健所、福祉関係機関との連携・協力を強化しています。

事業10 24時間児童虐待通告電話の充実

担当課：児童相談所

【事業内容】

- ・増加傾向にある児童虐待相談に早期対応することで、DV被害者の発見につながる可能性があるため、24時間365日体制で児童虐待通告相談を受付けます。

☆主な取組状況

- ・児童虐待通告電話を24時間365日実施しています。

事業11 要保護児童対策地域協議会の開催

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- ・深刻化する児童虐待の問題に対し、関係機関が情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を図る協議会を開催することで、虐待を受けている児童等の早期発見や適切な保護を行います。

☆主な取組状況

- ・要保護児童対策地域協議会を開催しています。



虐待かもと思ったら
いち 早く
児童相談所
全国共通
ダイヤル ☎ **189** 番へ

平成27年7月1日(水)から、
児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になります。

 出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

 厚生労働省

2. 配偶者暴力相談支援センター機能の充実

被害者が、暴力を受けることなく安全に生活するためには、被害者が支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要です。しかし、暴力により被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくありません。

平成26年10月1日に設置したさいたま市DV相談センターでは、「女性のDV電話相談」による被害者の発見と適切な情報の提供に努めるほか、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

事業12 DV相談事業

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・DV被害者への対応や情報提供のために、さいたま市DV相談センターにおいて婦人相談員がDV被害者の相談に応じ、自立支援に必要な情報提供を行う「女性のDV電話相談」を実施します。また、女性を対象とした法律相談・こころの健康相談を実施します。

☆主な取組状況

- ・さいたま市DV相談センターの周知カード（連絡先や業務内容、相談窓口等を記載）を作成し、市内公共施設や関係機関に配布しています。
- ・女性のDV電話相談を実施し、DV被害把握に努めています。

新規事業

事業13 ワンストップサービスの実施

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・手続きを一元化することでDV被害者の負担軽減と二次的被害の未然防止を図る必要があるため、ワンストップサービスを実施します。

3. 相談体制の強化と周知

被害者支援に当たっては、孤立して悩むことなく相談できるように広く周知することが必要です。今後の生活について、被害者の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用することで、様々な支援に係る情報等を得られるように相談員の資質向上や関係する相談窓口の周知を行います。

また、被害者が利用しやすいように相談の受付時間や場所を設定するなど、被害者の立場に立った工夫を行います。

事業14 婦人相談員研修の実施

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・ 婦人相談員の相談に対する資質向上を図るために、相談業務及びDV等に関連する専門家又は関係機関職員を講師とした研修・スーパービジョンを実施します。

☆主な取組状況

- ・ 婦人相談員の資質向上のための相談員会議及び研修を実施しています。

新規事業

事業15 若年層が相談しやすい環境の整備

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・ デートDV意識・実態調査では、被害経験のある人のうち「どこにも・誰にも相談しなかった」と回答した人の割合が高いことから、若年層向けにメールや専門電話等を整備します。

新規事業

事業16 男性DV被害者のための相談体制の整備

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・ 近年深刻化している男性のDV被害者に対して適切な対応を行うため、男性のDV被害者に対応できる体制を整備します。

事業17 人権相談事業

担当課：人権政策推進課

【事業内容】

- ・DV被害者を早期に発見し、適切な助言や関係機関との連携を行えるよう、大宮区役所等市内4カ所において、法務局から委嘱された人権擁護委員が、DV問題を含む人権問題について相談を受付けます。

☆主な取組状況

- ・市内4カ所（大宮区役所、浦和コミュニティセンター、中央区役所、岩槻区役所）で人権相談を実施したほか、6月1日「人権擁護委員の日」に市内5カ所で相談を実施しています。

事業18 住民相談事業

担当課：市民総務課

【事業内容】

- ・各区役所において弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対して助言や回答を行います。

☆主な取組状況

- ・弁護士による法律相談（民事一般）を実施しています。DVを含む様々な相談を受付けています。

●女性の悩み電話相談

女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などの相談に応じます。

パートナーシップさいたま	☎048-643-5813
月～金/10:00～20:00 土・日・祝/10:00～16:00	
女・男プラザ	☎048-875-9653
金/10:00～17:00	
浦和区役所 女性の相談室	☎048-829-6129
月・火・水・金/10:00～17:00	
中央区役所 女性の相談室	☎048-840-6132
月・水/10:00～17:00	
岩槻区役所 女性の相談室	☎048-790-0158
月・水/10:00～17:00	

●女性のための法律相談（予約制）

女性の弁護士が相談に応じます。

パートナーシップさいたま	☎048-642-8107
第2・第4水曜日/13:00～15:30	
女・男プラザ	☎048-875-9966
第1・第3火曜日/13:00～15:30	

●女性のための心の健康相談（予約制）

専門の女性の医師が相談に応じます。

パートナーシップさいたま	☎048-642-8107
第4金曜日/13:30～16:15	

●男性の悩み電話相談

男性の生き方・仕事・家庭・夫婦・人間関係などの相談に応じます。

パートナーシップさいたま	☎048-643-5805
第2・第4火曜日/18:30～20:30（祝休日は除く）	

◆相談は無料です。◆秘密は厳守します。

4. 多様な被害者への配慮

被害者支援に当たっては、被害者の国籍や障害の有無等を問わずプライバシーの保護や安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮します。

また、被害者が外国人、障害者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいことにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立ち配慮します。

事業19 多様な被害者への配慮

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・高齢の相談者、障害のある相談者に対して、適切な相談や支援を行います。
- ・日本語で十分なコミュニケーションが図れない外国人に対しても、関係機関と連携し、多言語で相談が行える体制の整備を図ります。

☆主な取組状況

- ・社会福祉協議会の手話通訳や国際交流センターでの多言語生活相談を実施しています。専門的に相談が必要な場合はシニアサポートセンター等への案内を実施しています。
- ・また、英語版「女性のDV電話相談」周知カードを作成し、市内公共施設や関係機関に配布しています。

事業20 外国人のための生活相談

担当課：市民総務課・観光国際課

【事業内容】

- ・市内在住の外国人の悩みや不安等を解消するため、外国人生活相談員を配置し、日常生活を営む上で必要なアドバイスなどを行います。
- ・国際交流センターにおいて、サロンスタッフ（市民ボランティア）による簡易生活相談（日本語）及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施します。

☆主な取組状況

- ・日本語の理解が十分ではない外国人を対象として、大宮区くらし応援室において外国人生活相談を実施しています（毎週月曜日～木曜日の9時～12時。月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語）。
- ・また、国際交流センターにおいてサロンスタッフ（市民ボランティア）による簡易生活相談（日本語）及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施しています。（中国語：毎週火曜、英語：毎週水曜、韓国・朝鮮語：毎週木曜）

【事業内容】

- 市報 information 欄への英文記事の掲載や、多言語による生活情報誌「ぷらら」の発行など、外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する情報誌等を配布します。

☆主な取組状況

- 外国人のための情報提供としては、市報 information 欄に英文記事を掲載しています。さらに多言語による生活情報誌「ぷらら」を発行（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語）し、外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介、配布しています。

What is DV (Domestic Violence) ?

DV is abusive violence behavior between adults who are or have been intimate partners or spouses, while most victims are female. Do you ever feel like “It’s a family matter …” or “It was my bad too …” ? If so, don’t hesitate to contact us.

Do not hesitate to call 110 in the case of an emergency !

Types of DV

Physical	<ul style="list-style-type: none"> punching, kicking stabbing or poking with sharp objects such as a knife
Sexual	<ul style="list-style-type: none"> using force uncooperative with contraception
Psychological	<ul style="list-style-type: none"> shouting threatening e.g. “I’ll kill you!”
Financial	<ul style="list-style-type: none"> restricting living costs not allowing the partner to work

Do not be troubled alone! Saitama City

Saitama City Domestic Violence (DV) Counseling Center
DV telephone helpline for women

☎048-642-6699

Mon - Fri / 10:00~17:00
(except public holidays and Year End / New Year's holiday)
Call us if you're concerned about DV. (Japanese only)
It's a free service and your personal information is strictly confidential.

Other inquiry counters
We are here to listen to your worries.

Telephone helpline for women

Partnership Saitama
048-643-5813 (Japanese only)
Mon-Fri / 10:00~20:00
Sat / Sun / Public holiday / 10:00~16:00
(except every 4th Sunday and Year-End / New Year holidays)

8500 copies of this card were printed at a cost of 23yen per copy.